

「うつのみや生きものつながりプラン（宇都宮市生物多様性地域計画）」

策定の目的（第1章）

- 本市は、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部に広がる平野や清らかに流れる鬼怒川など、全国と同規模の都市と比較しても豊かな自然環境に恵まれており、私たちはこの豊かな自然環境からもたらされる多様な生きものがバランスよく関わりあう生態系から、暮らしを支える食料や水などの「生物多様性の恵み」を享受している。
- しかしながら、生活様式の多様化に伴う土地利用の変化や外来種の進入、気候変動などにより、生きものの生息・生育環境に変化が生じ、生態系のバランスに影響を及ぼしていることから、多様な生きものをつなぐを守るためには、生物多様性を保全していくことが重要となっている。
- このようなことから、「生物多様性の恵み」を持続的に享受するため、本市の環境特性を捉えた生物多様性保全の考え方を示し、さらなる取組を推進していく必要があることから、本プランを策定する。

※生物多様性とは

豊かな自然の中で様々な生きものが互いにつながりあい、「バランスをとりながら」生きている。その生きものとそのつながりの豊かさを「生物多様性」と呼ぶ。この「生物多様性」は長い進化の歴史によりつくり上げられたものであり、食料や水、気候の安定など、様々な恵みを通して私たちの暮らしを支えている。

プランの期間（第1章）

平成28年度から平成37年度までの10年間

（今後の自然環境基礎調査結果や関連計画の進捗等を踏まえ、中間年次において指標等の必要な見直しを行う。）

現状（第2章）

生物多様性の理解

- ライフスタイルの変化により、暮らしの中で自然とのつながりや自然のめぐみを直接感じる機会が減ってきている
- 市において生物多様性に関する様々な学習機会を提供しているものの、参加者の固定化が進む等、環境学習の輪の広がりが求められている
- 本市が実施した平成26年度の市民意識調査によると、「生物多様性」の言葉の意味を知っている人の割合は17.9%であったため「生物多様性」の認知度のさらなる向上が求められている
- 市民や市民団体など、様々な活動主体が相互の情報を共有するツールが不足していることから、様々な主体間が連携できるしくみが求められている

本市を特徴づける生きもの

- 鬼怒川礫河原には絶滅危惧種であるカワラノギクやシルビアシジミなどが生息している
- 長岡湿地や戸祭山には市天然記念物のトウキョウウサンショウウオなどが生息している
- 駒生湿地など良好な湿地環境には市天然記念物のハッチョウトンボなどが生息している

生きものの生息・生育環境

- 生きものたちは緑や水が連続した環境を利用している
- 手入れ不足等の土地利用の変化によるイノシシ等の鳥獣害など、生きものへの影響が懸念される

外来種等

- 人間によって持ち込まれた外来種の野外定着などが、地域固有の生態系への脅威となっている
- ウシガエルが水辺全般に、ブルーギルやオオクチバスが河川・小川に広く見られる
- アメリカザリガニやシナダレスズメガヤが本市に生息する在来種に影響を及ぼしている
- 近年ではアカボシゴマダラが確認されており、食樹が同じオムラサキ等への影響が懸念される

気候変動の影響

- 暖地性植物のカクレミノや南方系のチョウ類のツマグロヒョウモン等が確認されている

生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会

概要版

将来像と基本方針（第3章）

本市の目指す将来像

「人と生きものが 育みあうまち うつのみや」

将来にわたり、市民一人ひとりが本市の生物多様性について自ら考え、多種多様な生きものの保全に主体的に取り組むことで、「人が生きものを守り、生きものからの恵みを享受できる」自然共生社会を実現する。

市民一人ひとりが本市の生物多様性の豊かさに気付き、その生物多様性の恵みに私たちの暮らしが支えられていることを理解し、大切にしようとする意識をもつこと、更にはその意識に基づき、自ら行動を起こすことが重要となることから、以下の2つを基本方針とする。

基本方針Ⅰ 生物多様性の大切さを知る

生物多様性についての正しい理解と、生物多様性保全に関する意識の醸成を促す。

基本方針Ⅱ 生物多様性を守る

生息・生育環境を含めた生きものを対象とした、生物多様性の保全に取り組む。

課題（第2章）

自然に親しむきっかけづくり

- 自然の豊かさについて自ら感じ、行動へつなげることができるようなきっかけづくりが必要である

学ぶ場の創出

- 保全活動の実践のためには知識・理解の深まりが必要である

活動へつなげる支援

- 保全活動の輪を広げ、効果的な活動を促進する必要がある

生きものとその生息・生育環境の保全

- 本市の特徴的な生きものやその生息・生育環境を継続的に把握・保全する必要がある
- 生態系ネットワークを将来にわたり確保する必要がある
- 鳥獣害対策として、里地里山における手入れの促進や個体数調整等が必要である
- 河川整備の際は可能な限り自然工法を採用し、生息・生育可能な環境を維持する必要がある
- 開発の際は、生態系ネットワークの保全について適切に配慮する必要がある

生きものとその生息・生育環境の変化への対応

- 外来種等の影響についての理解を促す必要がある
- 本市の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の新たな持ち込みや分布拡大を抑制する必要がある
- 地球温暖化の防止に資する各種関連施策を推進する必要がある
- 温暖化の影響により分布域を広げてきたと考えられる生きものについて把握する必要がある

生物多様性保全に関する意識

生きものとその生息・生育環境

施策体系へ

施策体系（第4章）

将来像や基本方針を踏まえ、市民の生物多様性への理解の深まりと積極的な保全活動を促す基本施策・施策を導出した。

重点事業については、本プランにおいて人づくりの基幹となる事業や、土地利用や生息・生育環境の変化への対応として特に効果的と考えられる事業について設定した。

成果指標

生物多様性の認知度
 （「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合）
 17.9%（H26）⇒75%（H37）



推進体制と進行管理（第5章）

【推進体制】

市、事業者、市民等の各主体が協力・連携を図りながら、本プランを効果的に推進するために、各主体間のネットワークを形成し、情報の交換や人的交流、連携した取組等を行う。

【進行管理】

本プランを総合的・計画的に推進するために、市内部の横断的組織として、「宇都宮市環境基本計画推進委員会」の専門部会である、「自然環境・水大気部会」においてプランの進捗状況や取組指標の達成状況を把握し、点検・評価を行う。

本プランの特徴

- ア 本市で初めての生物多様性の保全に関する計画
本市の豊かな自然環境を後世に継承していくとともに、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会の実現のため、「生物多様性の大切さを知る」、「生物多様性を守る」を基本方針とした、分野横断的な計画
- イ 意識喚起から保全活動までつなげる段階的な事業展開
生物多様性の重要性について周知啓発や人材育成などを総合的に推進するため、本市の環境学習拠点である環境学習センターや様々な活動主体と連携し、自然に親しむ活動を通じた意識の喚起から生物多様性の理解向上、さらには保全活動の促進までつなげる段階的な事業を展開
- ウ 外来種対策を新たに展開
近年の経済活動のグローバル化などにより外来種の進入する機会が増加していることから、生物多様性に大きな影響を与える侵略的外来種等についてのリストを作成するとともに、広く市民の理解と意識の向上を図り、外来種の持ち込み等の抑制や、さらなる外来種防除活動へとつなげる事業を新たに展開